

デジタル時代の著作権

栗原 崇光氏 (東京工科大学)

日本では昨年、著作権法が制定100年を迎えた。情報のデジタル化に対して著作権法に関して各種の課題が生じているが、いかに対応しているかが講義された。**著作権に挑戦するデジタル技術**

情報がデジタル化され、著作物の複製・利用が容易になり、著作物の無断複製・利用の機会が増大した。また、著作物の結合・分解が容易になり、デジタル化によって著作物の無断改変の機会が増大した。一方、ネットワーク化の進展により、著作物の大量・広域移動が著作物の無断送信や大量複製の機会を増大させた。ここで、文字、画像、プログラム、データベース等、すべての著作物がデジタル化の対象である。

デジタル技術と著作権の前哨戦(1)

～コンピュータ・プログラムの保護をめぐる～

1960年代後半よりコンピュータの利用が進んだ。まず、著作権で問題になったのはゲームソフトである。スペースインベーダIIがソフトをとりだされてコピー使用されるという事件が発生した。特許で保護するのは無理であり、著作権法での訴訟となった。通産省、文化庁の間で議論があったが、結局昭和60年にプログラムは著作物であると立法された。ここで、通産省が反対したのは、著作権法が著作者の死後50年まで権利が保護されるという点と改変に関する著作者人格権の点などにあったが、プログラムに関しては従来の著作権法をわずかに緩和することで決着となった。

デジタル技術と著作権の前哨戦(2)

～デジタル私的複製に著作権の規制～

著作権法は個人的に複製することに及ばない。影響を受けるのは音楽産業である。CDを一人一人が個人的に合法的にコピーするという状況になると、著作権者の利益に影響するようになってきた。日本では平成4年に法律が改正され、翌年に実施された。機器メーカーは私的録音録画保証金について協力をし、小売価格に含ませるようになった。すなわち「著作権法が個人の分野にまではいつてきた。」と言ってよい。

デジタル技術への著作権の応戦と平和的共存 —欧米での対応と国際的対応

米国では、情報スーパーハイウェイに関連して、知的所有権産業部会が設置され、1995年にWhite Paperが出された(欧州でも最近進められた)。国際的にはWIPO(世界知的所有権機関)において、1996.12にWIPO著作権条約とWIPO実演・レコード条約が採択された。これによりコンピュータ・プログラム、データベースを保護の対象とし、公衆への伝達権やサイトに無断で載せてはいけない、などのことが認められた。**—日本の対応～著作権法の改正～**

平成9年には次の改正がされた。公衆への送信を「公衆送信(権)」に整理統合。「送信可能化(権)」の新設。コンピュータ・プログラムについてはLANでの公衆送信権を認める。同一構内での送信に関しては、権利者の権利が及ぶ。

さらに平成11年の改正により、デジタル化への対応がほぼできあがった。内容は次の通りである。コピープロテクション等、技術的保護手段の回避専用装置の公衆への譲渡・製造等の制限。著作物に付いている著作権情報の改変・消去等の規制。譲渡権の新設。上映権の範囲拡大(今までは映画のみであった)。

このように、著作権法が制定されて以来、放送、レコード、映画等が出現し、そのたびに著作権法の改正により対応がなされてきた。情報のデジタル化はグーテンベルグの印刷術の発明に匹敵する大変革であるが、従来の著作権法の改正により対処されることとなった。

Q & A

インターネット、ホームページ、電子メール等の著作権に関して参加者の関心が非常に高く、講演者を囲んで1時間以上に及ぶ熱心な質疑応答、議論がされた。ページの都合で紹介できないのが残念である。

なお、ご講演の内容をまとめるにあたり、配布されたレジュメをベースにさせて頂いた。本研究会は学士会館に場所を移してから、今回で75回を数えたが、諸般の事情によりしばらく休会することになった。

(文責・川島 幸之助)